

産業廃棄物処理施設を設置する際は 地元説明会を開催してください

令和2年4月1日に『稲沢市産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議に関する条例』が施行されました。

それにより、産業廃棄物処理施設の設置を行おうとする事業者は、その施設の規模に関わらず、関係地域に対する説明会の開催が義務付けられます。

対象となる施設

住みよいまちづくりのために
協力してほしいッピー！！

- ①最終処分場
- ②中間処理施設
- ③積替え・保管施設
- ④再生利用施設



©稲沢市 いなッピー

詳しくは・・・ 稲沢市環境センター 資源対策課 へ
住所：稲沢市中野川端町74番地
TEL：0587-36-0135